

2023年3月1日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和5年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和5年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) III 監視指導の実施 (P.3)

2 一斉監視等の実施 (P.4)

年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導されることに賛成します。

ただし、どの時期にどのように検査や啓発をされるのか広報(ホームページ、市民新聞、SNS等)を強めて頂くとともに、実施された結果について見える化を図って頂くことを要望します。また、近年急増している配達及び持ち帰り弁当の調製・販売を行う事業者への監視指導に加え、令和4年10月から府市間での営業許可の乗入れ運用を開始した自動車及び露店営業についての重点的な監視もお願いします。

(2) V 緊急管理体制の整備 (P.5)

1 食中毒等の健康危害発生時の対応

医療機関や市民、食品等事業者から食中毒が疑われる届出があった場合等、直ちに患者及び関係施設に対して必要な調査及び検査を実施し、迅速な原因究明と危害の拡大防止を図ることや複数の自治体に関係する広域的な食中毒等の事案が発生した場合には、「広域連携協議会」において厚生労働省及び関係自治体と連携し、効果的な調査や指導されることに賛成します。

(3) VI 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進 (P.6)

原則として全ての食品等事業者は、施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けされました。HACCPに沿った衛生管理で求められる衛生管理計画の策定と計画に基づく衛生管理の実施、実施状況の記録と保存状況や振り返り状況を確認するとともに必要な助言・指導を行うとうたわれています。取り組みの内容が事業者同士はもちろんのこと、消費者にも見える形で実施されることを要望します。

(4) VII リスクコミュニケーションの推進 (P.7)

1 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

(1) カンピロバクターやノロウイルスをはじめとした食中毒予防対策の啓発

食中毒事例が多い若年層を中心に鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発されることや冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに「手洗いチェッカー」を学習会等で啓発を行うこと、またSNS、動画配信サイト等様々な媒体を活用し、情報発信を行うことに賛成です。市民向け（特に若年層）と食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施して頂くことを要望します。

(5) その他

広域連携協議会との連携、特に京都府と京都市とが緊密に連携をし、共に成果をだされることを期待します。